

令和3年8月から

ご利用者の介護度		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
居室の形態		個室	個室	個室	個室	個室	
基本的に 係る費用	・サービス利用料金 (単位)	596	665	737	806	874	
	・サービス提供体制強化加算 I (単位) 注 1			22			
	・夜勤職員配置加算 (単位)			13			
	・介護職員処遇改善加算 (単位) 注 2	52	58	64	70	75	
	・介護職員等特定処遇改善加算 (単位) 注 3	17	19	21	23	25	
	合計単位	700	777	857	934	1009	
	上記、合計単位を自己負担額に換算 (1単位は10.17円) : (円)	1割負担額	711	790	871	949	1,026
		2割負担額	1,423	1,580	1,743	1,899	2,052
		3割負担額	2,135	2,370	2,614	2,849	3,078
	・居室に係る自己負担額 (円)	・第4段階 (標準)			個室 1,171		
		・第3段階			個室 820		
		・第2段階			個室 420		
		・第1段階			個室 320		
	・食費に係る自己負担額 (円)	・第4段階 (標準)			1,445		
		・第3段階② 注 4			1,300		
・第3段階① 注 5				1,000			
・第2段階				600			
・第1段階				300			
・1日あたりに係る費用 (円) 《基本的費用の概算》	居室の形態	個室	個室	個室	個室	個室	
	・第4段階 (標準)	3,327	3,406	3,487	3,565	3,642	
	・第4段階 (2割負担)	4,039	4,196	4,359	4,515	4,668	
	・第4段階 (3割負担)	4,751	4,986	5,230	5,465	5,694	
	・第3段階②	2,831	2,910	2,991	3,069	3,146	
	・第3段階①	2,531	2,610	2,691	2,769	2,846	
	・第2段階	1,731	1,810	1,891	1,969	2,046	
	・第1段階	1,331	1,410	1,491	1,569	1,646	
該当に係る費用合	・療養食加算 (単位)	医師の指示に基づく療養食を提供したとき、1食ごと算定。		8			
	・送迎加算 (単位)	送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居室と事業所間の送迎を行ったとき。		184			
	※緊急短期入所受入加算 (単位)	居室の介護支援専門員が必要と認められたものに対し、居室サービス計画のない短期入所介護を緊急に行ったとき。		90			
1か月(30日)に係る費用 《基本的に係る費用の概算》		要介護 1 個室	要介護 2 個室	要介護 3 個室	要介護 4 個室	要介護 5 個室	
自己負担額 (円)	介護保険で利用できる最大日数 (日)	27	29	30	30	30	
	・第4段階 (標準)	115,133	108,629	104,624	106,961	109,263	
	・第4段階 (2割負担)	134,804	131,619	130,768	135,442	140,047	
	・第4段階 (3割負担)	154,475	154,609	156,912	163,923	170,830	
	・第3段階②	100,253	93,749	89,744	92,081	94,383	
	・第3段階①	91,253	84,749	80,744	83,081	85,383	
	・第2段階	67,253	60,749	56,744	59,081	61,383	
	・第1段階	55,253	48,749	44,744	47,081	49,383	
理美容サービス (実費) の価格表 (円 : 税込み)		調 髪	調髪 + 顔そり	顔そりのみ	毛染め (調髪込み) / パーマ (調髪込み)		
		1,500	1,800	500	3,800	4,200	

注1 サービス提供体制強化加算は、職員の資格取得者の比率により単位数が変わります。(介護福祉士が6割以上の場合は18単位、5割以上6割未満の場合は12単位になります。)

注2 介護職員処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 83/1,000 (8.3%) を乗じます。

注3 介護職員等特定処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 27/1,000 (2.7%) を乗じます。

注4 第3段階②となる方、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と年収入額の合計が年間120万円越え、単身の預貯金500万円以下、夫婦の場合は1500万円以下

注5 第3段階①となる方、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と年収入額の合計が年間80万円越120万円以下、単身の預貯金550万円以下、夫婦の場合は1550万円以下

※ 利用料などの精算は月単位で行います。1日あたりの金額に換算した場合、円単位で端数が違うことがありますので、ご了承ください。

※ 居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載されている額とします。

※ 「該当する場合に係る加算」など、個別に費用が発生する場合があります。詳しくはお問い合わせください。

※ 個別に加算に係る場合は、介護保険で利用できる最大利用日数が少なくなることがあります。この場合、利用料金も変わりますのでご注意ください。

ご利用者の介護度		要支援 1	要支援 2			
居室の形態		個 室	個 室			
基本的 に係る 費用	・サービス利用料金 (単位)	446	555			
	・サービス提供体制強化加算 I (単位) 注1	22				
	・介護職員処遇改善加算 (単位) 注2	39	48			
	・介護職員等特定処遇改善加算 (単位) 注3	13	16			
	合 計 単 位	520	641			
	上記、合計単位を自己負担額に 換算(1単位は10.17円)：(円)	1割負担額	528	651		
		2割負担額	1,057	1,303		
		3割負担額	1,586	1,955		
	・居室に係る自己負担額(円)	・第4段階(標準)	個 室 1,171			
		・第3段階	個 室 820			
		・第2段階	個 室 420			
		・第1段階	個 室 320			
	・食費に係る自己負担額(円)	・第4段階(標準)	1,445			
		・第3段階② 注4	1,300			
		・第3段階① 注5	1,000			
・第2段階		600				
・第1段階		300				
・1日あたりに係る費用(円) 《基本的費用の概算》	居室の形態	個 室				
	・第4段階(標準)	3,144				
	・第4段階(2割負担)	3,673				
	・第4段階(3割負担)	4,202				
	・第3段階②	2,648				
	・第3段階①	2,348				
	・第2段階	1,548				
	・第1段階	1,148				
合算に 当保 する 費用	・療養食加算 (単位)	医師の指示に基づく療養食を提供したとき、1食 ごと算定。	8			
	・送迎加算 (単位)	送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、 居室と事業所間の送迎を行ったとき。	184			
理美容サービス(実費)の価格表(円：税込み)		調 髪	調髪 + 顔そり	顔そりのみ	毛染め(調髪込み)	パーマ(調髪込み)
		1,500	1,800	500	3,800	4,200

注1 サービス提供体制強化加算は、職員の資格取得者の比率により単位数が異なります。(介護福祉士が6割以上の場合は18単位、5割以上6割未満の場合は12単位になります。)

注2 介護職員処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 83/1,000 (8.3%) を乗じます。

注3 介護職員等特定処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 27/1,000 (2.7%) を乗じます。

注4 第3段階②となる方、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が年間で120万円越え、単身の預貯金500万円以下 夫婦の場合は150万円以下

注5 第3段階①となる方、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が年間で80万円越120万円以下、単身の預貯金550万円以下、夫婦の場合は1550万円以下

※ 利用料などの精算は月単位で行います。1日あたりの金額に換算した場合、円単位で端数が違うことがありますので、ご了承ください。

※ 居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載されている額とします。

※ 「該当する場合に係る加算」など、個別に費用が発生する場合があります。詳しくはお問い合わせください。

※ 個別に加算に係る場合は、介護保険で利用できる最大利用日数が少なくなることがあります。この場合、利用料金も変わりますのでご注意ください。